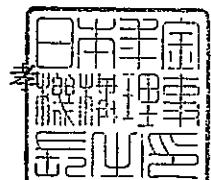


平成22年1月28日
年機構発第2号

厚生労働大臣 殿

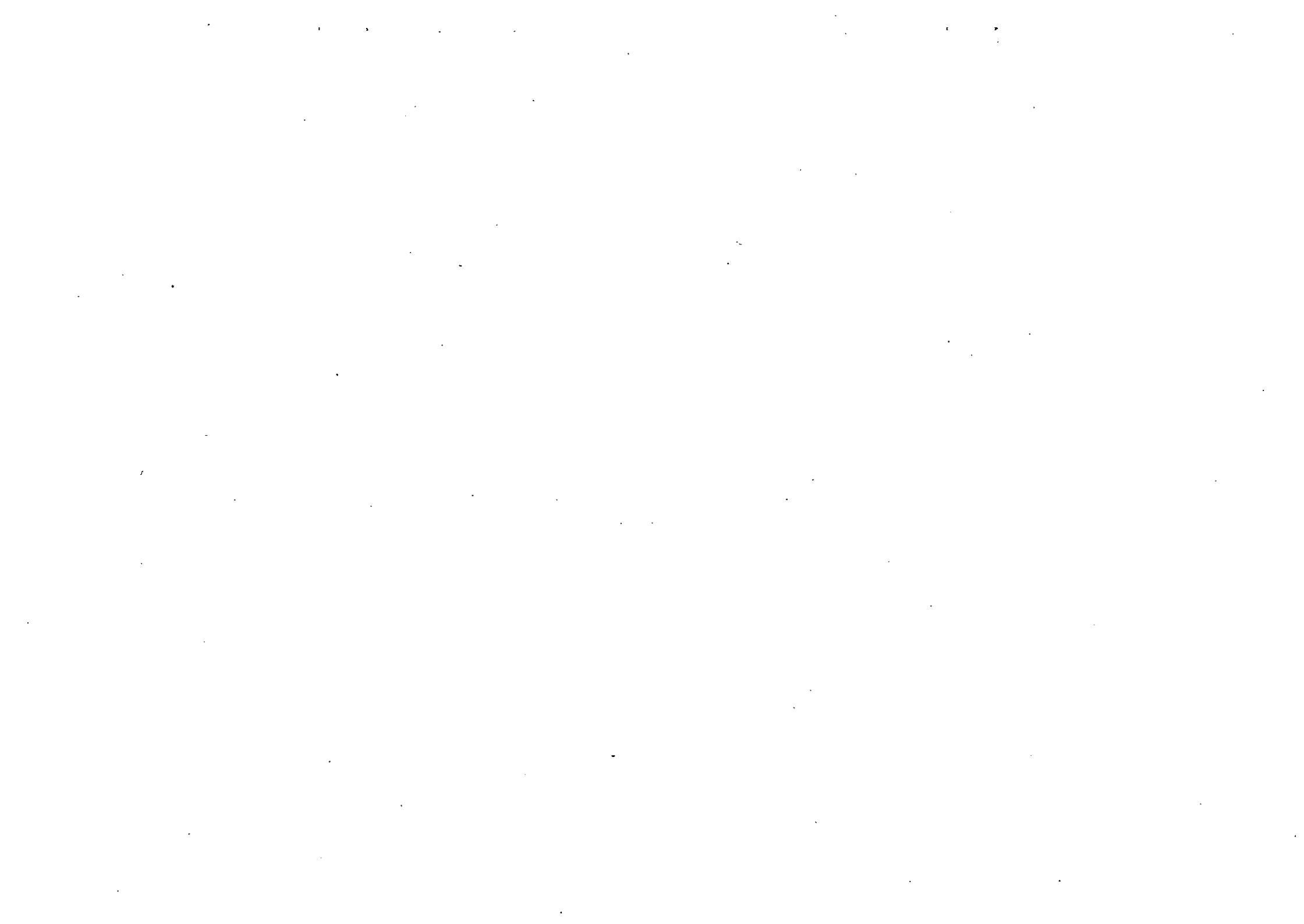
日本年金機構

理事長 紀 陸



役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の届け出について

標記につきまして、日本年金機構法（平成19年法律第109号）第21条
第2項の規定に基づき届出いたします。



規程第41号
理事長決定
平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の報酬は、本俸、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当、通勤手当とする。

(報酬の支払)

第3条 この規程に基づく報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令及び理事長が定めるところにより役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合において、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(本俸)

第4条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 956,000円
- (2) 副理事長 809,000円 ただし、理事長が特に認める場合は872,000円とすることができる。
- (3) 理事 773,000円 ただし、理事長が特に認める場合は845,000円とすることができる。また、理事長が経験を勘案して定める場合は719,000円とすることができる。
- (4) 監事 668,000円

(報酬の支給日)

第5条 1の月の初日から末日までを報酬期間とし、毎月16日（その日が休

日に当たるときは前日、前日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。以下これらの日を「支給定日」という。)に、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 本俸、地域調整手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の報酬期間の分をその月の支給定日に支給する。
- (2) 通勤手当は、その支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月及び12月の理事長が定める日に支給する。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び地域調整手当を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸及び地域調整手当を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本俸及び地域調整手当を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本俸及び地域調整手当を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給及び地域調整手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(地域調整手当)

第7条 地域調整手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して日本年金機構職員給与規程(規程第31号。以下「職員給与規程」という。)第21条に定める職員の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、職員給与規程第24条に定める職員の例に準じて支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、職員給与規程第37条に定める職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、職員給与規程第44条に定める職員の例に準じて支給

する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては、100分の65、12月に支給する場合にあっては、100分の85を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において当該役員の受けるべき本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者の要請に応じ、引き続いて役員になるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、期末手当の支給に当たり、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日の属する月で第6条第2項に規定する期末手当支給日の前日までに日本年金機構法（平成19年法律第109号）第16条の規定に基づく解任（第2項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）の処分を受けた役員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日の属する月で期末手当支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次項第1号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 基準日前1箇月以内に退職した役員で、その退職に引き続いて国家公務員となったもの

6 理事長は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 機構は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

8 前項の規定は、機構が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

9 機構は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付

しなければならない。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する役員及び基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて、支給することができる。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において役員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した役員においては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上4箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上3箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 5 前条第4項から第9項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と、前条第3項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第6号中「第

「1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第13条 非常勤役員手当は、勤務1日につき、35,200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の勤務日数が8日を超える場合は、281,600円を上限とする。

3 第3条、第6条及び次条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

規程第42号
理事長決定
平成22年1月1日制定・施行

日本年金機構役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で直接この規程の定めによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、理事長の定める確実な方法により支払う場合には、この限りではない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本俸の月額（日本年金機構役員報酬規程（規程第41号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）に100分の12.5の割合を乗じて得た額に退職手当算出の基礎となる業績勘案率の決定を行う委員会（以下「業績評価委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の各月の本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額それぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じた時は、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国の機関から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後、引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の基本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員退職の日における本俸の月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した

日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第9条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及

び第11条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の一時差止め)

第10条 機構は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第11条 機構は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に關し必要な事項)

第14条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

